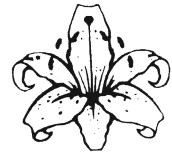


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年10月 1 日 (金曜日)

定期 第 245 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	道路の供用開始(2件)(県土整備・道路管理課)	538
○告示		○公告	
個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の一部改正(総務・税務指導課)	537	土地改良区役員退任届出(県央地域県政総合センター)	538
解除予定保安林にする旨の通知(3件)(環境農政・水源環境保全課)	537	開発行為に関する工事の完了(平塚土木事務所)	538
県民健康・栄養調査の実施の廃止(健康医療・健康増進課)	538	開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	539
		開発行為に関する工事の完了(県西土木事務所)	539

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第596号

個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定(平成21年神奈川県告示第307号)の一部を次のように改正する。

令和 3 年10月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

2の(6)の表に次のように加える。

公益社団法人神奈川県臨床工学技士会(横浜市西区高島二丁目10番13号横浜東口ビル606)	同上	令和 3 年 4 月 1 日 から
--	----	----------------------

2の(7)の表に次のように加える。

学校法人捜真バプテスト学園(横浜市神奈川区栗田谷42番43号)	同上	令和 3 年 1 月 1 日 から
学校法人桐蔭学園(横浜市青葉区鉄町1, 614番地)	同上	同上

3の表特定非営利活動法人スマイルオブキッズの項中「令和3年6月30日」を「令和8年6月30日」に改め、同表NPO法人くるみー来未の項中「令和4年1月31日」を「令和8年6月22日」に改める。

神奈川県告示第597号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和 3 年10月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

相模原市緑区寸沢嵐字関川3, 563の9、吉野字白木稲荷895の4、宇大沢1, 603の2、大字与瀬字与瀬原2, 298の2、小淵字石原1, 483の1、1, 483の3、1, 552の3、1, 554の3、字藤野原下2, 037の2、澤井大字小淵字中久保2, 600の5、名倉字中村原2, 399の2、2, 400の3、2, 400の5、2, 401の3、字井戸川2, 682の4、2, 683の4、2, 684の5から2, 684の7まで、2, 685の6から2, 685の8まで、字木古場2, 751の4、2, 752の5、2, 753の4、字大向原2, 796の7、2, 797の10

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

神奈川県告示第598号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和 3 年10月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

相模原市緑区葉山島字三ッ栗下720の9、若柳字山口1, 489の2、1, 489の3、1, 492の4、青根字下山112の3、112の5、112の6、字音久和2, 784の6、2, 945の2、2, 945の7、2, 946の2、2, 946の4、寸沢嵐字南沢2, 194の5、2, 195の2、字南畑2, 209の2、千木良字神明台567の17、鳥屋字葛2, 940の3から2, 940の5まで、2, 940の7から2, 940の9まで、2, 940の11から2, 940の14まで、牧野字大山森1, 787の6、字駒橋3, 147の2、3, 147の4、字吉原5, 821の5、根小屋字谷戸2, 869の4、2, 869の9、2, 869の10、佐野川字佐ス平89の11から89の13まで、厚木市飯山字葛見5, 353の

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話 横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市 鶴見区 矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話 横浜(〇四五)五七一三三〇八

6、5,353の8、5,354の3、愛甲郡愛川町半原字下細野308の5、308の6、308の8、308の13、308の14、399の3、字中細野466の5から466の9まで、字塚原859の2、859の3、888の2から888の4まで、888の6、888の7、字原2,106の4、2,358の3、清川村煤ヶ谷字古在家2,827の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

神奈川県告示第599号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和3年10月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

厚木市飯山字葛見5,353の4、5,360の4、愛甲郡愛川町三増字川久保115の1・116(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、119の3、120の2、121の2、122の2、123の2、字後ヶ谷558の3、558の4、601の2、606の4、607の4、半原字下新久1,651の2、1,652の2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び愛川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第600号

県民健康・栄養調査の実施(令和3年神奈川県告示第581号)は、廃止する。

令和3年10月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和3年10月1日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

一般国道134号

2 供用開始の区間

三浦市初声町下宮田字神田2,750番イの2地先から

同 2,743番2まで

3 供用開始の日

令和3年10月1日

神奈川県告示第602号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、令和3年10月1日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道伊勢原津久井

2 供用開始の区間

愛甲郡清川村煤ヶ谷字姥石630番2から

同

556番3まで

3 供用開始の日

令和3年10月1日

公 告

小沢頭首工土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和3年10月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	厚木市山際158番地	梅 澤 成

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年10月1日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市上粕屋字川上178の1ほか7筆
開発区域の面積	1,149.18平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市沼目1,707の2 伊勢原市桜台2-13の30
開発許可を受けた者の氏名	有限会社KAI-NET 代表取締役 近藤 隆之 株式会社エムズエステート 代表取締役 森川 牧彦
開発許可年月日及び許可番号	令和3年2月5日 神奈川県指令平土第610050号

2

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町小動531の1ほか2筆の各一部及び531の3ほか1筆	開発許可を受けた者の氏名	今村 明
開発区域の面積	262.93平方メートル	開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和3年2月24日 神奈川県指令西土第610037号 (令和3年9月1日 神奈川県指令西土第610018号)
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町一之宮2-23の11 307		
開発許可を受けた者の氏名	椎野 徹也		
開発許可年月日及び許可番号	令和3年7月8日 神奈川県指令平土第610018号		
<p>都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>令和3年10月1日</p> <p>神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保</p> <p>1</p>			
開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷上6-4,525の2ほか6筆		
開発区域の面積	647.62平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	東京都練馬区石神井町2-26の11		
開発許可を受けた者の氏名	一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美		
開発許可年月日及び許可番号	令和3年5月20日 神奈川県指令厚土東第610007号		
<p>2</p>			
開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字大塚1,923の1ほか8筆		
開発区域の面積	907.66平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町3-2の22		
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行		
開発許可年月日及び許可番号	令和3年6月15日 神奈川県指令厚土第610003号		
<p>都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>令和3年10月1日</p> <p>神奈川県西土木事務所長 笠 間 順</p>			
開発区域に含まれる地域の名称	足柄下郡真鶴町岩字専祖畑234の1の一部及び234の3ほか4筆		
開発区域の面積	1,676.79平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	千葉県八千代市吉橋1,189の5		